

# ミャンマー観光査証免除試行のご案内

## ●試行される査証免除要件

### 1. 対象者

日本と韓国(注)の一般旅券所持者。

(注)韓国の方で「単数旅券」所持者は、現地入国管理官が一般旅券とみなさない可能性があるため、大使館窓口で査証取得の可否を相談する。

「Travel Certificate」所持者は査証申請が必要。

### 2. 試行期間：2018年10月1日から2019年9月30日入国分まで

### 3. 無査証滞在の要件

(1)旅券の残存期間：入国時6ヵ月以上

(2)旅券の未使用査証欄：入国時2ページ以上

(3)観光目的での30日以内の滞在に限る。パッケージツアー、個人旅行いずれでも可。  
添乗員、マスコミ関係者が観光目的で渡航する場合も査証免除対象となる。

(4)入国は次のいずれかの地点に限る。

・国際空港：ヤンゴン国際空港、マンダレー国際空港、ネーピードー国際空港

・国際港：ヤンゴン港

・タイとの陸路国境地点：Tachileik、Mayawaddy、Kawthaung、Hteekee

(5)ミャンマー政府が定める旅行制限区域(外国人立入禁止区域)への訪問は不可。

(6)ミャンマー政府が定める法律、規則、命令、指令を厳格に遵守すること。

### 4. 注意事項

(1)入国時の「US\$1,000の提示」および「1ヵ月以内に出国するための有効な航空券の所持」の要件は撤廃されました。

なお、入国時の係官の判断により、滞先に必要な費用提示や滞先の証明、出国のための航空券等の提示を求められる可能性がありますので、特に個人旅行の場合は、これらを提示できるよう、準備しておくことをおすすめします。

(2)査証免除での入国が認められると、入国時にスタンプが旅券に押印される。